

## 加西市観光プロモーション及びファムトリップ業務委託仕様書

### 1 業務名称

加西市観光プロモーション及びファムトリップ業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 3 委託上限金額

4,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

### 4 履行場所

本市が指定する場所

### 5 業務内容

鶉野フィールドミュージアムをはじめとする加西市の観光資源を活かし観光客を誘客するため、以下の各号を行うものとする。

#### (1) 旅行社・メディア営業について

##### ① 実施回数・期間について

- ・7月～8月と11月～12月の期間内に計2回以上実施すること。
- ・訪問地域は近畿地方以外の2方面を含めること。

##### ② 営業調整及び手配

- ・令和6年度を目標とした中学生や高校生の修学旅行や平和学習の誘致及び一般観光ツアーの誘致という目的に沿った旅行社を訪問先として選定すること。
- ・メディアは、加西市の認知拡大に効果的なメディア関係者を選定すること。
- ・営業で訪問した旅行社やメディア関係者をファムトリップに招聘することを前提に選定すること。
- ・訪問地域や訪問先についての選定理由を提示すること。
- ・事前に市と調整のうえ決定すること。
- ・訪問先の国内旅行社やメディア等のアポイントを調整すること。
- ・営業は市職員2名が実施する。交通費および宿泊費等の市職員に要する旅費は本委託料には含まれない。

#### (2) ファムトリップについて

##### ① 実施本数について

- ・9月～2月の期間内に1泊2日のツアーを計2回実施すること
- ・1回のツアーにおける参加者数は、10名程度とする。
- ※より多くの企業や団体から参加されるようにすること。

## ② 招聘対象者について

- ・旅行会社やランドオペレーター等の修学旅行を含む旅行者を送客できる者、雑誌やTV等のメディア又はインフルエンサーを想定しており、記事掲載により効果的に魅力を発信することができるメディアを選択し、記事を掲載することのできる具体的な招聘者を提案すること。
- ・被招聘者は、ツアーを企画・造成・販売又は記事や広告を掲載・発信できる責任者とする。
- ・事前に市と協議の上で決定すること。

## ③ ツアー内容について

- ・行程は1泊2日以内とすること。提案したツアー行程の選定理由を示すこと。
- ・日本国内の交通の手配・調整を行うこと。専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用、有料道路の利用料や駐車料金等は本事業費に含めること。
- ・被招聘者の宿泊・食事の手配、調整を行うこと。宿泊施設は、朝食付き1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。
- ・被招聘者に通訳が必要な場合は準備すること。
- ・ファミトリップの検証結果の取りまとめを行う担当者をツアーに随行させること。
- ・ツアー行程に被招聘者と市職員との意見交換会の実施を含めること。
- ・観光コンテンツの体験料や施設入場料、ツアー参加者への保険等、ツアー実施に必要な経費については本事業に含めること。

## ④ 効果検証

- ・被招聘者に対してヒアリングやアンケート調査を実施すること。
- ・検証方法や内容について、より効果的な内容となるよう検討すること。

## (3) プロモーション・情報発信について

- ・ショーケース展示やイベントへの出展等でのプロモーションを実施すること。展示や出展に要する経費はすべて本事業に含めること
- ・SNSやメディアを活用したプロモーションも可とする。
- ・使用する写真や動画等の素材は受託事業者で用意すること。
- ・本事業で受託事業者が用意した素材は、事業終了後、委託事業者へ譲渡すること。
- ・市または（一社）加西市観光協会が所有する素材の活用も可とする。

## 6 成果物の提出等

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」及びファミトリップの効果検証の結果を紙媒体及び電子媒体で令和6年3月29日までに提出しなければならない。

## 7 業務実施における法令遵守

本事業（事業実施に係る全ての業務）の履行にあたり、契約書、仕様書に基づいて行うものと

し、契約締結時に、関連する法令（最低賃金法、労働基準法、職業安定法及び労働関係諸法令並びに指針等の関連法規を含む）及び条例等を遵守するための誓約書を、発注者に提出するものとする。

## 8 業務の一括再委託の禁止

受注者は、委託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、契約締結前に発注者に再委託承諾書を提出し、発注者の承諾を得られれば業務の一部を委託することができる。

## 9 個人情報保護及び守秘義務

本事業を行うにあたって、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき十分に留意し、帳票類等の保管にあたっては、施錠可能なキャビネット等に格納することにより、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。また、守秘義務及び目的外使用の禁止等を遵守し、業務が終了した後についても同様とします。

## 10 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については速やかに発注者と協議し、その指示を受けること。
- (2) 受注者は、事業実施上の瑕疵により、本事業の対象となる支援対象者その他の第三者等に損害が生じた場合には、その損害の賠償を行うこと。このため、必要な範囲で、損害保険等の必要な損害保険に加入してください。
- (3) 受注者は、仕様書に明記のない場合であっても、事業目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、発注者と協議のうえ、誠実に履行すること。
- (4) 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、受注者は速やかに発注者の指示を受けなければならない。ただし、不測の事態発生、緊急を要する等やむを得ない事情がある際には、この限りではない。